

法 指 第 1303 号
平成 22 年 12 月 9 日

各 法人代表者 様

大阪府福祉部地域福祉推進室長

社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について（通知）

日頃から、本府福祉行政の推進にご支援・ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、厚生労働省から平成 22 年 12 月 1 日付け事務連絡により別添のとおり通知がありました。

各法人におかれましては、社会福祉施設等における感染拡大防止のために、下記の事項（大阪府地域保健感染症課資料抜粋）に留意いただくとともに「ノロウイルスに関する Q & A」をご活用いただくなど感染予防の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 手洗いの徹底

- ・トイレの後、調理の前後、食事の前、外出先から戻った時、おう吐物や便の処理を行った後などは、石けん（液体石けんが推奨されています）を使って、流水で、手指から手首までしっかり洗ってください。
- ・手洗いの後のタオルは共用せず、個人用タオルかペーパータオルを使用してください。

2 食中毒の予防

- ・加熱が必要な食品は、中心部まで加熱（85℃1分間以上）して食べてください。
- ・調理器具等は使用後に洗浄、殺菌を十分に行ってください。

3 おう吐物、便の処理

- ・ウイルスによる感染性胃腸炎では、感染者のおう吐物、便から感染します。ウイルスが乾燥して空中に漂い、その飛沫を吸い込むことで感染するため、「すぐに拭き取る」「乾燥させない」「消毒する」の3原則を守ってください。

4 健康管理の徹底

- ・日ごろから健康管理を行い、異常発生時には医療機関への受診等の対応を行い、発生状況の把握、感染拡大防止に努めてください。

【参考】

大阪府法人指導課のホームページに厚生労働省からの通知を掲載しています。
(事業一覧ページ⇒様式資料の社会福祉法人に関する各種手続き案内⇒社会福祉法人等への通知文書)

<http://www.pref.osaka.jp/houjin/index.html>

大阪府福祉部地域福祉推進室
法人指導課監理グループ
直 通 06-6944-6663
F A X 06-6944-1982